

気づきをカタチに

障害のある人の困りごとに気づくことが、差別解消への第一歩。まずは、「だいじょうぶですか?」「何かお手伝いしましょうか?」と声をかけてください。

あなたにできることが、きっとあるはずです。

○手や足の不自由な方（肢体不自由）

段差や狭い通路が通行の妨げになっていたり、高いものに届かないことがあります。



○目の不自由な方（視覚障害）

周囲の状況や物の位置がよくわかりません。場所の様子や物の位置を、分かりやすく具体的に説明してもらえると助かります。

○耳の不自由な方（聴覚障害）

話し言葉だけのコミュニケーションが苦手です。手話が分からない場合でも、筆談や身振り等でコミュニケーションができます。



○内臓などに障害のある方（内部障害・難病）

外見からは分かりにくい障害ですが、ペースメーカーを使用していたり、電車などで立ち続けることがとても大変な方がいます。

○知的障害・精神障害・発達障害のある方

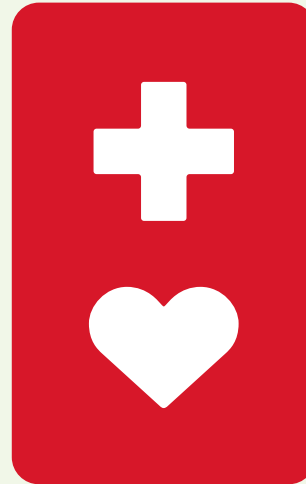
人とのコミュニケーションが苦手な人もいます。何かをたずねられた場合には、ゆっくり・ていねいに話かけてください。



障害がある方との出会いの中から、共生社会がはじまります。

ヘルプマークを知っていますか？

～援助が必要な方のためのマークです～



外見から分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、

電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。

横浜市障害者社会参加推進センター
(このリーフレットは、横浜市からの委託を受けて作成しています。)

ここがポイント!

障害者差別解消法



障害者差別解消法は、

障害のある人への差別をなくし

障害のある人もない人も

共にいきいきと暮らすことのできる社会の

実現を目指しています。

発行者：横浜市障害者社会参加推進センター

障害者差別解消法は、

行政機関（役所等）や事業者（会社・お店等）に対して、「不当な差別的取扱の禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取扱の禁止とは…

正当な理由がないのに、障害を理由にサービスの提供を拒否することや、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

《たとえば、次のようなことが**禁止**されます。》

- 受付での対応を拒否する
- 学校の受験や入学を拒否する
- アパートを貸さない 等



障害があるというだけで差別的な取扱いをしてはいけないことが原則！！

社会の中にあるバリア

障害のある人が利用しにくい施設や制度はありませんか。社会の中にあるバリアをなくしていくことで、障害のある人に出来ることが多くなっていきます。

合理的配慮の提供とは…

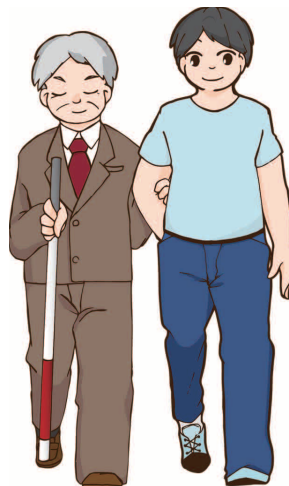
障害のある人から、手助けを必要としているとの意思が伝えられた場合には、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間の事業者は、対応に努めること）が求められます。

《たとえば、次のような**配慮**が求められます》

- 段差がある場合にスロープ等を使って補助する
- 絵や写真等を使って分かりやすく伝える
- 目が見えない人に、書類を読んで説明する 等



「合理的配慮」を提供しないことも障害者に対する差別にあたります。



合理的な配慮は、障害の特性や具体的な状況に応じて、多様で個性があります。話し合いを通じて、互いに納得できるよう、柔軟な対応方法を工夫していくことが大切です。合理的配慮を進めることは、施設の利便性やサービスの質を高めることにもつながっていきます。



合理的な配慮って、社会のバリアをなくしていくことなんだ。

対応のガイドライン（行動基準）

障害のある人の権利や利益が守られるよう、障害のある人への対応のガイドラインとして、対応要領や対応指針が定められています。

対応要領（行政機関）

行政機関では、対応要領を策定し、障害者対応の原則や合理的配慮の具体的事例を示し、職員に周知しています。

対応指針（民間事業者）

民間事業者に対しては、国（各省庁）が事業分野ごとに対応指針を策定し、障害者に適切な対応を行うために必要な事項を定めています。

□相談窓口について

障害者差別解消法では、対応要領や対応指針のなかで、相談窓口の設置を求めています。相談窓口では、相談内容をお聞きするとともに、相談者の意向を相手にも伝え、法律の趣旨に沿って相互の調整を進めます。

□相談窓口の例

- 事業の担当部署
- お客様相談窓口
- 事業の監督機関
- 障害者差別解消法担当部署 等



□相談窓口で、解決が図られない場合には

横浜市では、市長に対する「あっせん」の申出の制度があります。そのほか、担当大臣による行政措置や、裁判を行うことで解決を図る場合もあります。



障害者の「思い」を伝えていくことが、差別のない社会につながるんだね。

正当な理由とは、当事者以外の人から見ても納得を得られるような、客観的な事実に基づいた理由のことです。単に事故の危険が想定されるといった理由でサービスの提供を断るようなことは、事業者の適切な対応とはいえません。

この法律の対象となる障害者は、障害者手帳をもっている人に限りません！！

身体・知的・精神（発達障害を含む。）その他の心や体のはたらきに障害のある人で、その障害や社会的障壁（社会のバリア）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが含まれています。